



発行 東京都

目次

88

規則（教）

○東京都教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則………一

訓令（教）

○東京都教育委員会職員の職名に関する規則の施行に関する規程の一部改正………一

規則（教）

東京都教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年九月十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十一号

東京都教育委員会職員の職名に関する規則の

一部を改正する規則

東京都教育委員会職員の職名に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 理事

専門理事

附則

この規則は、令和二年九月十六日から施行する。

訓令（教）

●東京都教育委員会訓令第十七号

教育庁
教育事務所
教育庁出張所
事業所

東京都教育委員会職員の職名に関する規則の施行に関する規程（昭和四十六年東京都教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月十一日

東京都教育委員会

第二条第六項中「前五項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「東京都教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 専門理事は、教育庁の次長の職又はこれに相当する職であつて東京都教育委員会（以下「委員会」という。）の指定する職にある職員の職層名とする。

附則

この訓令は、令和二年九月十六日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

